

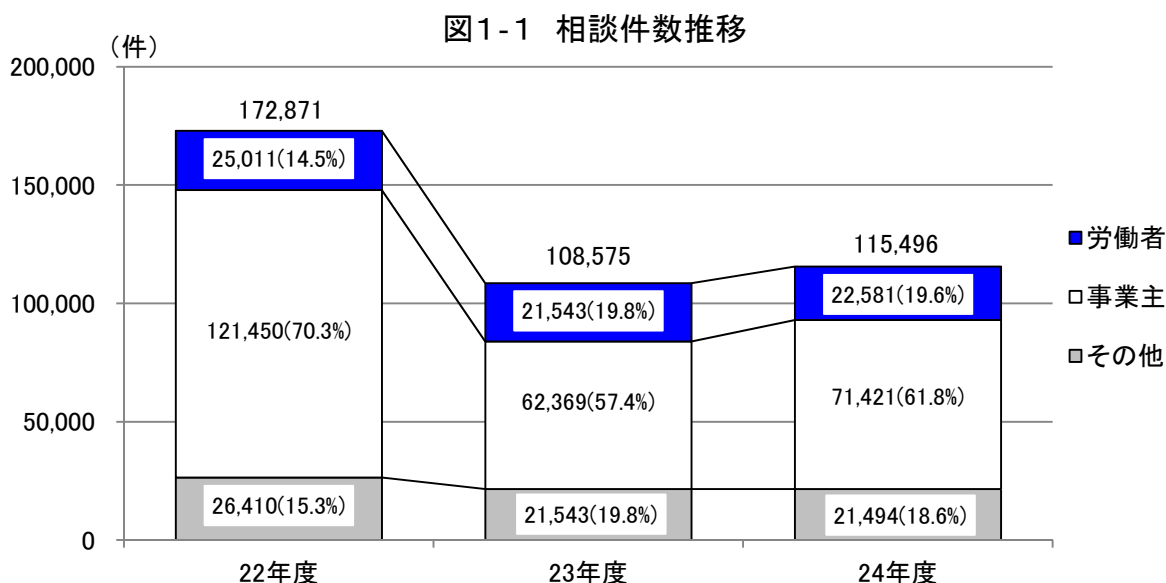
1 雇用均等室で取り扱った相談、是正指導の状況・総数

(1) 雇用均等室への相談

◆ 平成24年度に雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談は、115,496件。

○相談件数は、前年度（108,575件）より6,921件増加した（図1-1）。

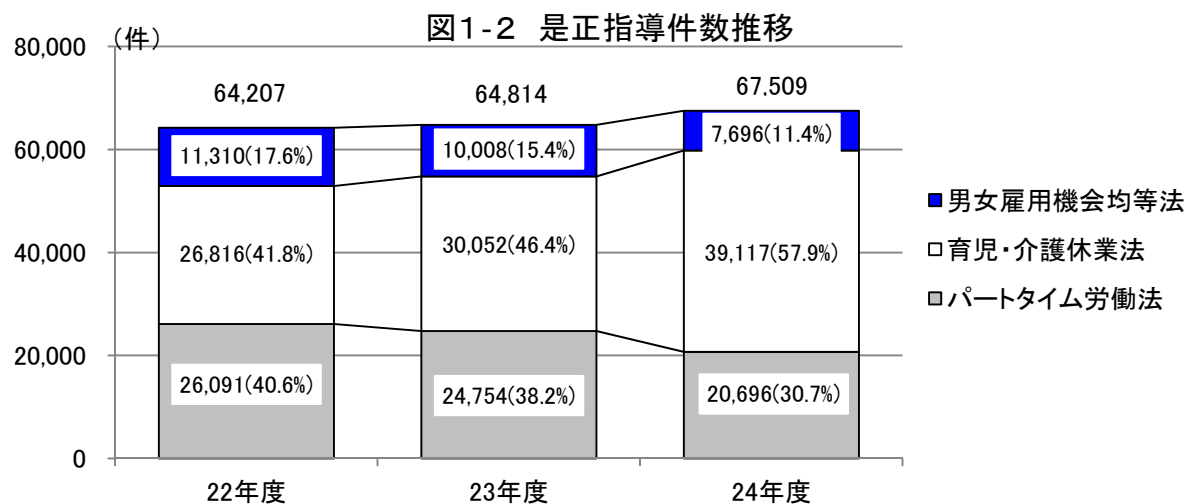
○相談者の内訳を見ると、事業主からの相談が71,421件（61.8%）、労働者からの相談が22,581件（19.6%）となっている。



(2) 雇用均等室が行った是正指導

◆ 雇用均等室が行った男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する是正指導は67,509件。

○雇用均等室が行った是正指導の内訳を見ると、「育児・介護休業法関係」が39,117件（57.9%）と最も多く、次いで「パートタイム労働法」が20,696件（30.7%）、「男女雇用機会均等法関係」が7,696件（11.4%）となっている（図1-2）。



2 男女雇用機会均等法の施行状況

(1) 雇用均等室への相談

◆ 相談件数は 20,677 件で、労働者からの相談割合は引き続き全体の過半数。

○平成 24 年度に、雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談は、20,677 件であった（図 2-1、表 2-1）。

○相談者の内訳を見ると、労働者からの相談が 10,812 件であり、全体の 52.3%を占めている。

○相談内容別にみると、「第 11 条関係（セクシュアルハラスメント）」が最も多く 9,981 件、次いで「第 9 条関係（婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い）」で 3,186 件、「第 12 条、13 条関係（母性健康管理）」で 2,950 件となっている。「第 14 条関係（ポジティブ・アクション）」は 403 件と前年度より 178 件増加している。

（資料 1「相談者別相談内容の内訳」P. 13 参照）

図 2-1 相談件数推移

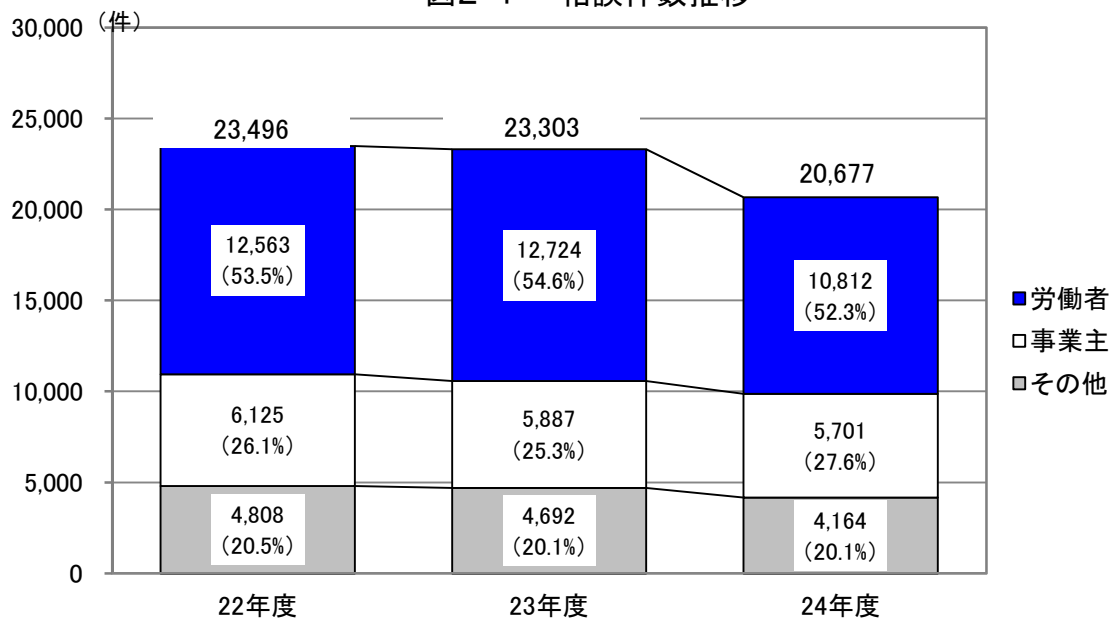


表 2-1 相談内容の内訳

(件)

	22年度	23年度	24年度
第5条関係(募集・採用)	1,244 (5.3%)	1,100 (4.7%)	1,088 (5.3%)
第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	561 (2.4%)	493 (2.1%)	475 (2.3%)
第7条関係(間接差別)	82 (0.3%)	67 (0.3%)	47 (0.2%)
第9条関係(婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	3,587 (15.3%)	3,429 (14.7%)	3,186 (15.4%)
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	11,749 (50.0%)	12,228 (52.5%)	9,981 (48.3%)
第12条、13条関係(母性健康管理)	3,477 (14.8%)	3,169 (13.6%)	2,950 (14.3%)
第14条関係(ポジティブ・アクション)	300 (1.3%)	225 (1.0%)	403 (1.9%)
その他	2,496 (10.6%)	2,592 (11.1%)	2,547 (12.3%)
合計	23,496 (100.0%)	23,303 (100.0%)	20,677 (100.0%)

(2) 紛争解決の援助

① 労働局長による紛争解決の援助(男女雇用機会均等法第 17 条)

- ◆ 労働局長による紛争解決援助の申立受理件数は 504 件。
- ◆ 募集・採用関係、配置・昇進・降格・教育訓練等に関する事案が増加。
- ◆ セクシュアルハラスメントが紛争解決の援助の対象となって以降初めて、婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する事案の件数がセクシュアルハラスメントの件数を上回った。
- ◆ 援助を終了した事案の 7 割以上が解決。

○労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は 504 件であった (図 2-2、表 2-2)。

○申立の内容をみると「第 5 条関係 (募集・採用)」、「第 6 条関係 (配置・昇進・降格・教育訓練等)」が増加。

○「第 11 条関係 (セクシュアルハラスメント)」は、平成 19 年度に紛争解決の援助の対象となったが、それ以降初めて「第 9 条関係 (婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)」が 232 件と、「第 11 条関係 (セクシュアルハラスメント)」(231 件)を超える件数となった。

○平成 24 年度中に援助を終了した 494 件のうち、7 割を超える 381 件について労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、解決をみている。

(資料 2「労働局長による紛争解決の援助事例」P. 18~20 参照)

図 2-2 都道府県労働局長による紛争解決の援助の申立受理件数の推移

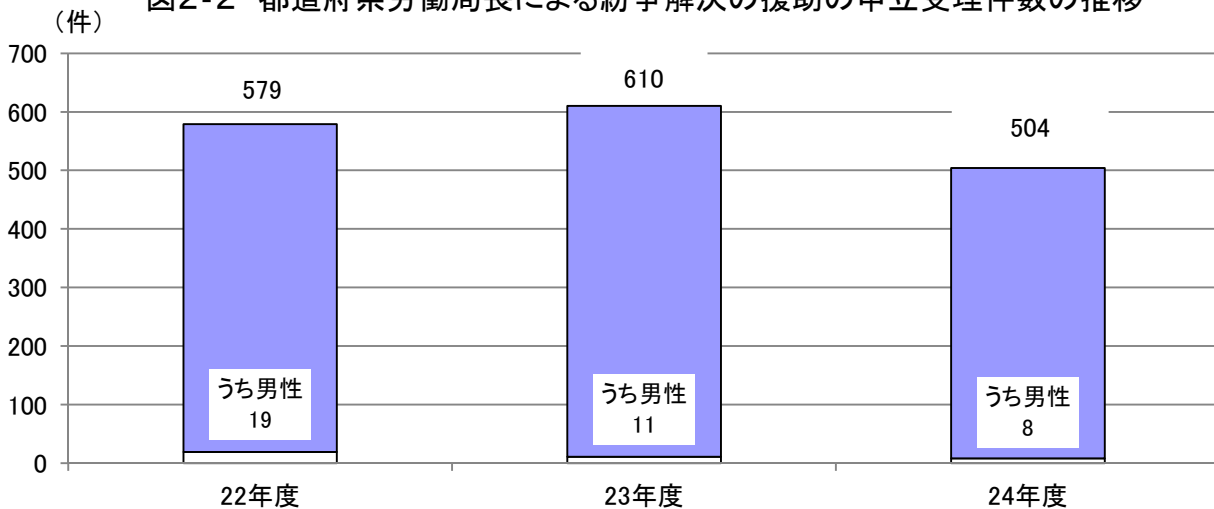


表 2-2 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移

(件)

	22年度	23年度	24年度
第 5 条関係(募集・採用)	4 (0.7%)	2 (0.3%)	6 (1.2%)
第 6 条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	20 (3.5%)	15 (2.5%)	22 (4.4%)
第 7 条関係(間接差別)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第 9 条関係(婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	238 (41.1%)	251 (41.1%)	232 (46.0%)
第 11 条関係(セクシュアルハラスメント)	302 (52.2%)	326 (53.4%)	231 (45.8%)
第 12 条、13 条関係(母性健康管理)	15 (2.6%)	16 (2.6%)	13 (2.6%)
合計	579 (100.0%)	610 (100.0%)	504 (100.0%)

② 機会均等調停会議による調停(男女雇用機会均等法第 18 条)

◆ 調停申請受理件数は 63 件。

○申請の内容は、「第 11 条関係 (セクシュアルハラスメント)」が 45 件と最も多くなっている。次いで「第 9 条関係 (婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)」が 15 件で、あわせて全体の 9 割以上を占めている (図 2-3、表 2-3)。

○調停の実施結果を見ると、調停を開始した 63 件 (前年度申請受理案件を含む) のうち調停案の受諾勧告を行ったものは 32 件で、そのうち 28 件が調停案を双方受諾し、解決に至っている。受諾勧告に対する受諾率は前年度 (50 件のうち 40 件) より増加。

(資料3「調停事例」P. 23~24 参照)

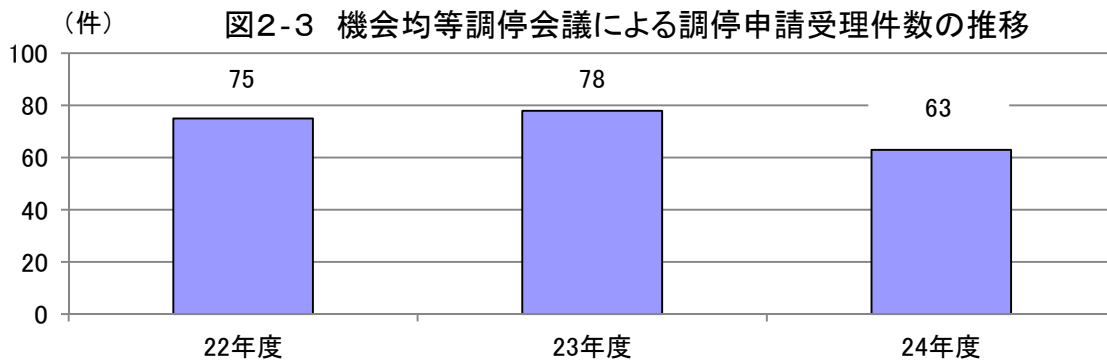


表2-3 機会均等調停会議による調停申請受理件数の推移 (件)

	22年度	23年度	24年度
第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	4 (5.3%)	3 (3.8%)	2 (3.2%)
第7条関係(間接差別)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第9条関係(婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	20 (26.7%)	21 (26.9%)	15 (23.8%)
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	51 (68.0%)	53 (67.9%)	45 (71.4%)
第12条、13条関係(母性健康管理)	0 (0.0%)	1 (1.3%)	1 (1.6%)
合計	75 (100.0%)	78 (100.0%)	63 (100.0%)

(3) 雇用均等室が行った是正指導(男女雇用機会均等法第 29 条)

◆雇用管理の実態把握を行った事業所は 5,490 事業所であり、前年度より増加。このうち何らかの男女雇用機会均等法違反が確認された 4,087 事業所 (74.4%) に対し、7,696 件の是正指導を実施。

◆是正指導を受けた事業所のうち、9 割以上が年度内に是正。

○指導事項としては、「第 11 条関係 (セクシュアルハラスメント)」が 5,359 件と最も多く、次いで「第 12 条、13 条関係 (母性健康管理)」が 1,957 件となっている (表 2-4)。また、第 6 条関係 (配置・昇進・降格・教育訓練等) が 160 件と増加し、平成 18 年の改正均等法の施行以来初めて指導事項全体のうちの 2%を超えた (図 2-4)。

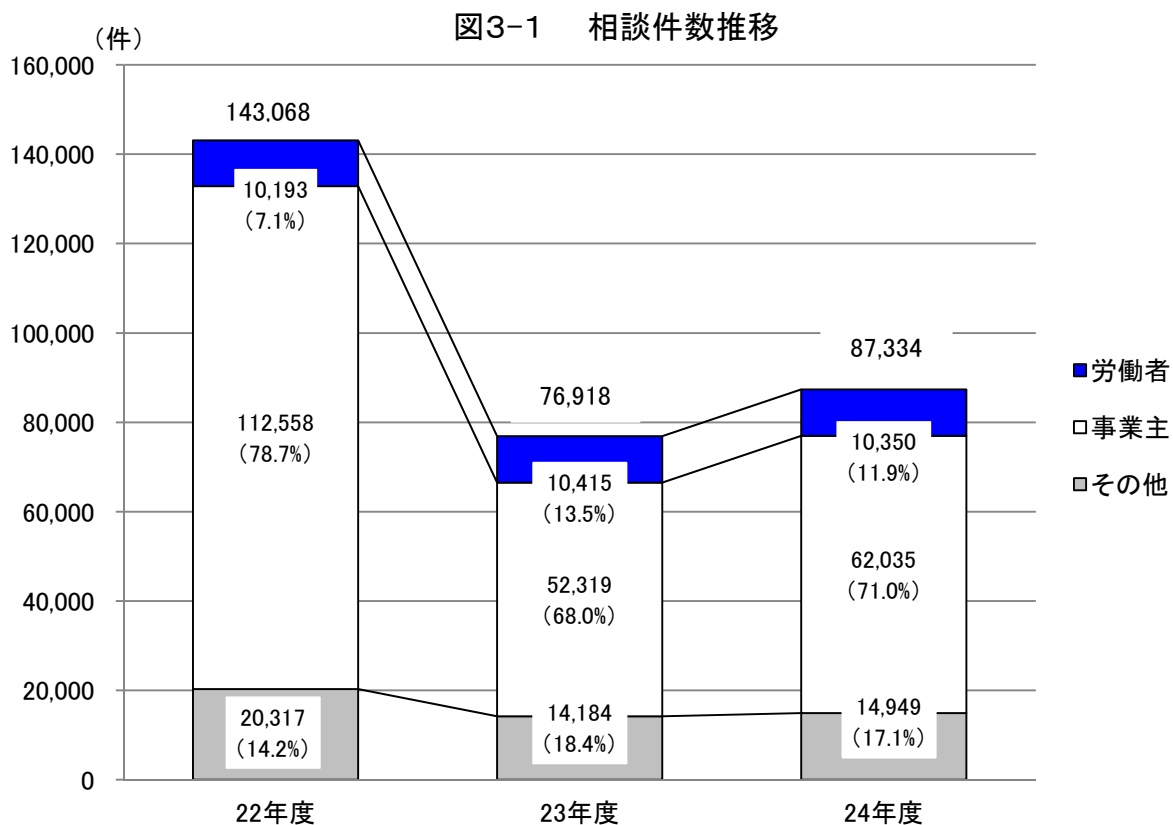
表2-4 是正指導件数の推移 (件)

	22年度	23年度	24年度
第5条関係(募集・採用)	255 (2.3%)	221 (2.2%)	199 (2.6%)
第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	114 (1.0%)	126 (1.3%)	160 (2.1%)
第7条関係(間接差別)	3 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)
第9条関係(婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	29 (0.3%)	23 (0.2%)	19 (0.2%)
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	7,207 (63.8%)	6,393 (63.9%)	5,359 (69.6%)
第12条、13条関係(母性健康管理)	3,652 (32.3%)	3,231 (32.3%)	1,957 (25.4%)
その他	40 (0.4%)	13 (0.1%)	2 (0.0%)
合計	11,300 (100.0%)	10,008 (100.0%)	7,696 (100.0%)

3 育児・介護休業法の施行状況

(1) 雇用均等室への相談

- ◆ 育児・介護休業法に関する相談は、87,334件で、前年度より約1万件増加。
- ◆ 平成24年7月に改正育児・介護休業法が全面施行されたことに関連で、事業主からの相談が前年度より約9千7百件増加。
- ◆ 労働者からの相談10,350件のうち、「育児休業が取れない」など個別の労働者の権利の侵害等に関する相談は5,082件。



○相談者の内訳を見ると、事業主からの相談が62,035件であり、全体の71.0%を占めている。また、労働者からの相談は10,350件である（図3-1）。

○相談内容別にみると、育児関係では「第5条関係（育児休業）」が16,706件で最も多く、次いで「第23条第1項、第23条第2項（所定労働時間の短縮措置等）」12,522件、「第16条の2、第16条の3関係（子の看護休暇）」5,936件となっている（表3-1）。

○介護関係では、「第11条関係（介護休業）」が6,962件、「第16条の5、第16条の6関係（介護休暇）」5,834件、「第23条第3項関係（所定労働時間の短縮措置等）」4,380件の順となっている（表3-1）。

○労働者からの相談のうち、個別の権利の侵害等に関する相談の内容を見ると、「第10条関係（育児休業に係る不利益取扱い）」が1,392件と前々年度・前年度に引き続き最も多い（表3-2）。

表3-1 相談内容

		(件)					
相談内容		22年度		23年度		24年度	
育児関係	第5条関係(育児休業)	28,796	(28.7%)	16,787	(30.2%)	16,706	(27.8%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	10,602	(10.6%)	5,118	(9.2%)	5,936	(9.9%)
	第10条、第16条の4、第16条の9、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4関係(不利益取扱い)	2,949	(2.9%)	3,133	(5.6%)	2,784	(4.6%)
	第16条の8関係(所定外労働の制限)	5,285	(5.3%)	4,337	(7.8%)	5,512	(9.2%)
	第17条関係(時間外労働の制限)	7,764	(7.7%)	3,469	(6.2%)	4,287	(7.1%)
	第19条関係(深夜業の制限)	6,156	(6.1%)	3,277	(5.9%)	3,963	(6.6%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	19,621	(19.5%)	11,172	(20.1%)	12,522	(20.8%)
	第24条第1項(所定労働時間の短縮措置等)	1,788	(1.8%)	1,069	(1.9%)	1,361	(2.3%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	241	(0.2%)	229	(0.4%)	231	(0.4%)
	則第5条第4項から第6項関係(休業期間等の通知)	2,399	(2.4%)	1,606	(2.9%)	1,469	(2.4%)
	その他	14,828	(14.8%)	5,464	(9.8%)	5,393	(9.0%)
小計	100,429	(100.0%)	55,661	(100.0%)	60,164	(100.0%)	
介護関係	第11条関係(介護休業)	10,809	(25.5%)	5,886	(27.9%)	6,962	(25.7%)
	第16条の5、第16条6関係(介護休暇)	5,505	(13.0%)	4,219	(20.0%)	5,834	(21.5%)
	第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4関係(不利益取扱い)	93	(0.2%)	141	(0.7%)	87	(0.3%)
	第18条関係(時間外労働の制限)	5,013	(11.8%)	2,307	(10.9%)	3,163	(11.7%)
	第20条関係(深夜業の制限)	4,785	(11.3%)	2,210	(10.5%)	3,131	(11.6%)
	第23条第3項関係(所定労働時間の短縮措置等)	7,010	(16.5%)	3,315	(15.7%)	4,380	(16.2%)
	第24条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	969	(2.3%)	534	(2.5%)	465	(1.7%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	42	(18.3%)	30	(0.1%)	25	(0.1%)
	則第5条第4項から第6項関係(休業期間等の通知)	1,863	(1.3%)	1,029	(4.9%)	1,021	(3.8%)
その他	6,320	(14.9%)	1,436	(6.8%)	2,027	(7.5%)	
小計	42,409	(100.0%)	21,107	(100.0%)	27,095	(100.0%)	
職業家庭両立推進者	230		150		75		
合計	143,068		76,918		87,334		

表3-2 労働者からの相談のうち、個別の権利の侵害等に関する主な相談内容

(詳細は、資料1「相談者別相談内容の内訳」2(2)参照)

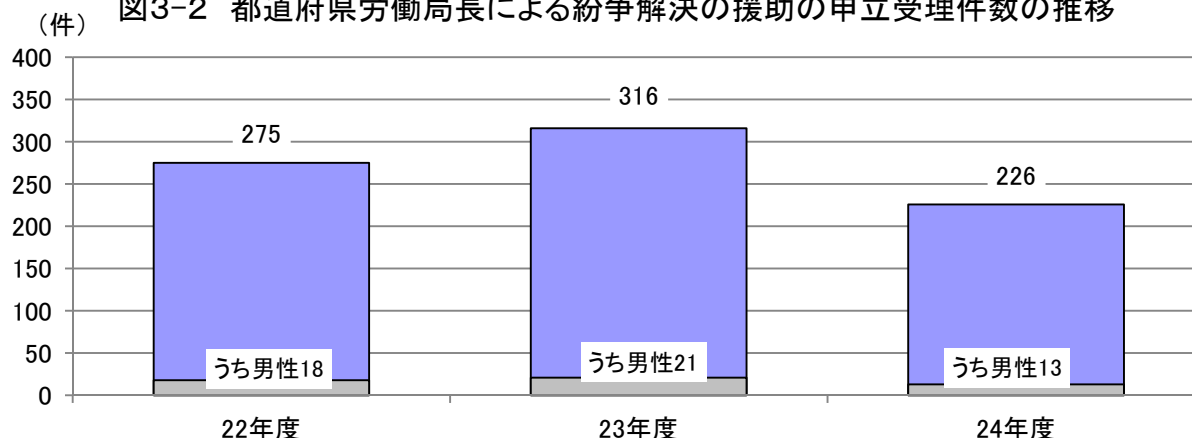
相談内容		22年度		23年度		24年度		女性	男性
育児関係	第5条関係(育児休業(期間雇用者の育児休業を除く))	1,001	(21.7%)	1,217	(24.5%)	1,086	(22.9%)	1,010	76
	第10条関係(育児休業に係る不利益取扱い)	1,543	(33.5%)	1,444	(29.1%)	1,392	(29.3%)	1,346	46
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	678	(13.8%)	589	(11.1%)	685	(14.4%)	661	24
	小計	4,604	(100.0%)	4,964	(100.0%)	4,750	(100.0%)	4,481	269
介護関係	第11条関係(介護休業(期間雇用者の休業関係を除く))	128	(42.2%)	134	(41.5%)	143	(43.1%)	109	34
	第16条の5、第16条6関係(介護休暇)	35	(11.6%)	62	(19.2%)	64	(19.3%)	46	18
	第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(不利益取扱い)	31	(10.2%)	45	(13.9%)	37	(11.1%)	21	16
	小計	303	(100.0%)	323	(100.0%)	332	(100.0%)	235	97
合計	4,907		5,287		5,082		4,716	366	

(2) 紛争解決の援助

① 労働局長による紛争解決の援助(育児・介護休業法第52条の4)

- ◆ 労働局長による紛争解決援助の申立受理件数は226件。
- ◆ 不利益取扱いに関する事案が全体の6割以上。
- ◆ 援助を終了した事案の8割弱が解決。

図3-2 都道府県労働局長による紛争解決の援助の申立受理件数の推移



○申立受理件数のうち、女性労働者からの申立は213件、男性労働者からの申立は13件であった。(図3-2)。

○申立の内容をみると、「第10条関係(育児休業に係る不利益取扱い)」が117件と最も多く、次いで「第5条関係(育児休業(期間雇用者の育児休業))」(34件)となっている(表3-3)。

○男性労働者からの申立13件のうち6件は「第10条関係(育児休業に係る不利益取扱い)」である。

(資料2「労働局長による紛争解決の援助事例」P. 20~21 参照)

表3-3 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移

		22年度	23年度	24年度
育児関係	第5条関係(育児休業(期間雇用者の育児休業を除く))	28 (10.5%)	38 (12.6%)	19 (8.7%)
	第5条関係(期間雇用者の育児休業)	35 (13.2%)	33 (11.0%)	34 (15.6%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	0 (0.0%)	3 (1.0%)	2 (0.9%)
	第10条関係(育児休業に係る不利益取扱い)	156 (58.6%)	185 (61.5%)	117 (53.7%)
	第16条の4、第16条の9、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(育児休業以外に係る不利益取扱い)	13 (4.9%)	13 (4.3%)	20 (9.2%)
	第16条の8関係(所定外労働の制限)	1 (0.4%)	2 (0.7%)	1 (0.5%)
	第17条関係(時間外労働の制限)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)
	第19条関係(深夜業の制限)	4 (1.5%)	5 (1.7%)	1 (0.5%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	20 (7.5%)	13 (4.3%)	14 (6.4%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	9 (3.4%)	8 (2.7%)	10 (4.6%)
小計	266 (100.0%)	301 (100.0%)	218 (100.0%)	
介護関係	第11条関係(介護休業、期間雇用者の休業関係を除く)	1 (11.1%)	4 (26.7%)	1 (12.5%)
	第11条関係(期間雇用者の介護休業)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第16条の5、第16条6関係(介護休暇)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(不利益取扱い)	3 (33.3%)	6 (40.0%)	3 (37.5%)
	第18条関係(時間外労働の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第20条関係(深夜業の制限)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第23条第3項関係(所定労働時間の短縮措置等)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	4 (44.4%)	5 (33.3%)	4 (50.0%)
小計	9 (100.0%)	15 (100.0%)	8 (100.0%)	
合計	275	316	226	

② 両立支援調停会議による調停(育児・介護休業法第 52 条の5)

◆ 両立支援調停会議による調停の申請受理件数は 16 件。

○申請の内容は、「第 10 条関係 (育児休業に係る不利益取扱い)」が 9 件と最も多くなっている (図 3-3、表 3-4)。

○調停の実施結果をみると、申請受理件数のすべてについて調停を開始し、そのうち調停案の受諾勧告を行ったものは 7 件で、そのすべてについて調停案を当事者双方が受諾し、解決に至っている。

(資料3「調停事例」P. 25 参照)

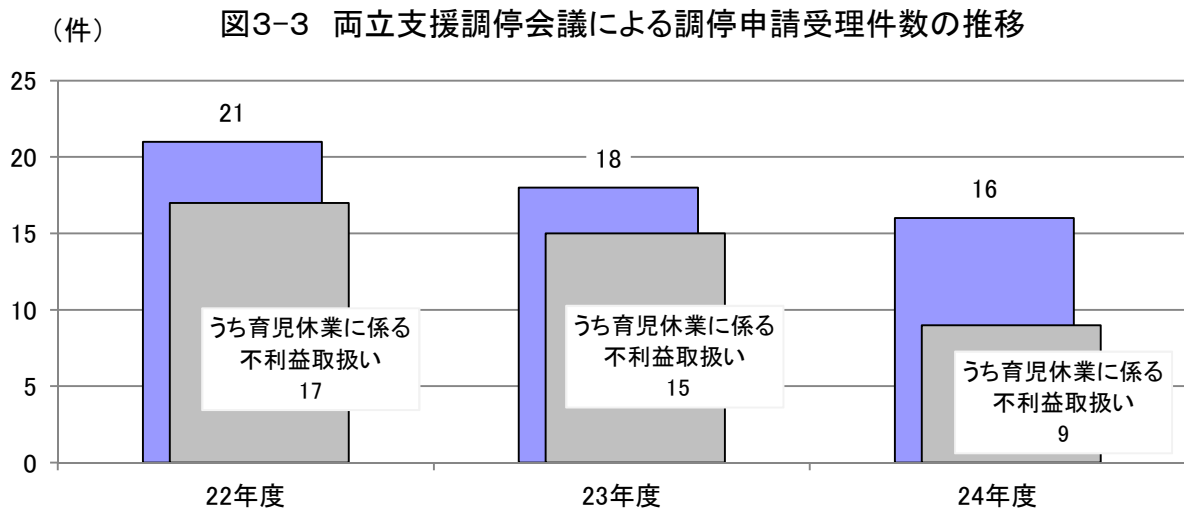


表3-4 両立支援調停会議による調停申請受理件数の推移

(件)

		22年度	23年度	24年度
育児関係	第5条関係(期間雇用者の育児休業)	2 (10.0%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (7.7%)
	第10条関係(育児休業に係る不利益取扱い)	17 (85.0%)	15 (88.2%)	9 (69.2%)
	第16条の4、第16条の9、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(育児休業以外に係る不利益取扱い)	0 (0.0%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	1 (7.7%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (15.4%)
	小計	20 (100.0%)	17 (100.0%)	13 (100.0%)
介護関係	第16条の5、第16条の6関係(介護休暇)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)
	第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(不利益取扱い)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (66.7%)
	小計	1 (100.0%)	1 (100.0%)	3 (100.0%)
合計	21 (100.0%)	18 (100.0%)	16 (100.0%)	

(3) 雇用均等室が行った是正指導(育児・介護休業法第 56 条)

- ◆ 9,238 事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの育児・介護休業法違反が確認された 8,766 事業所 (94.9%) に対し、39,117 件の是正指導を実施。
- ◆ 是正指導を受けた事業所のうち、8 割以上が年度内に是正。

○指導内容としては、育児関係では、「第 5 条関係 (育児休業)」が 4,796 件、「第 16 条の 2、第 16 条の 3 関係 (子の看護休暇)」が 3,950 件、介護関係では、「第 23 条第 3 項関係 (所定労働時間の短縮措置等)」が 2,796 件、「第 16 条の 5、第 16 条の 6 関係 (介護休暇)」が 2,774 件となっている (表 3-5)。

表3-5 是正指導件数の推移

(件)

指導内容		22年度	23年度	24年度
育児関係	第5条関係(育児休業)	3,714 (21.8%)	4,150 (22.3%)	4,796 (20.5%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	3,584 (21.1%)	3,646 (19.6%)	3,950 (16.9%)
	第10条、第16条の4、第16条の9、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4関係(不利益取扱い)	16 (0.1%)	18 (0.1%)	22 (0.1%)
	第16条の8関係(所定外労働の制限)	2,078 (12.2%)	1,763 (9.5%)	2,745 (11.7%)
	第17条関係(時間外労働の制限)	2,522 (14.8%)	2,973 (16.0%)	3,672 (15.7%)
	第19条関係(深夜業の制限)	816 (4.8%)	966 (5.2%)	1,095 (4.7%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	2,251 (13.2%)	2,635 (14.2%)	4,231 (18.1%)
	第24条第1項(所定労働時間の短縮措置等)	1,642 (9.6%)	2,110 (11.4%)	2,499 (10.7%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.0%)
	則第5条第4項から第6項関係(休業期間等の通知)	397 (2.3%)	326 (1.8%)	368 (1.6%)
	小計	17,020 (100.0%)	18,587 (100.0%)	23,380 (100.0%)
介護関係	第11条関係(介護休業)	1,615 (21.3%)	2,028 (24.4%)	2,430 (21.8%)
	第16条の5、第16条6関係(介護休暇)	2,119 (28.0%)	1,737 (20.9%)	2,774 (24.9%)
	第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4関係(不利益取扱い)	1 (0.0%)	3 (0.0%)	4 (0.0%)
	第18条関係(時間外労働の制限)	1,156 (15.3%)	1,368 (16.5%)	1,535 (13.8%)
	第20条関係(深夜業の制限)	769 (10.2%)	956 (11.5%)	1,102 (9.9%)
	第23条第3項関係(所定労働時間の短縮措置等)	1,384 (18.3%)	1,790 (21.6%)	2,796 (25.1%)
	第24条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	225 (3.0%)	311 (3.7%)	420 (3.8%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	則第5条第4項から第6項関係(休業期間等の通知)	305 (4.0%)	102 (1.2%)	72 (0.6%)
小計	7,574 (100.0%)	8,295 (100.0%)	11,133 (100.0%)	
職業家庭両立推進者	2,222	3,170	4,604	
合計	26,816	30,052	39,117	

4 パートタイム労働法の施行状況

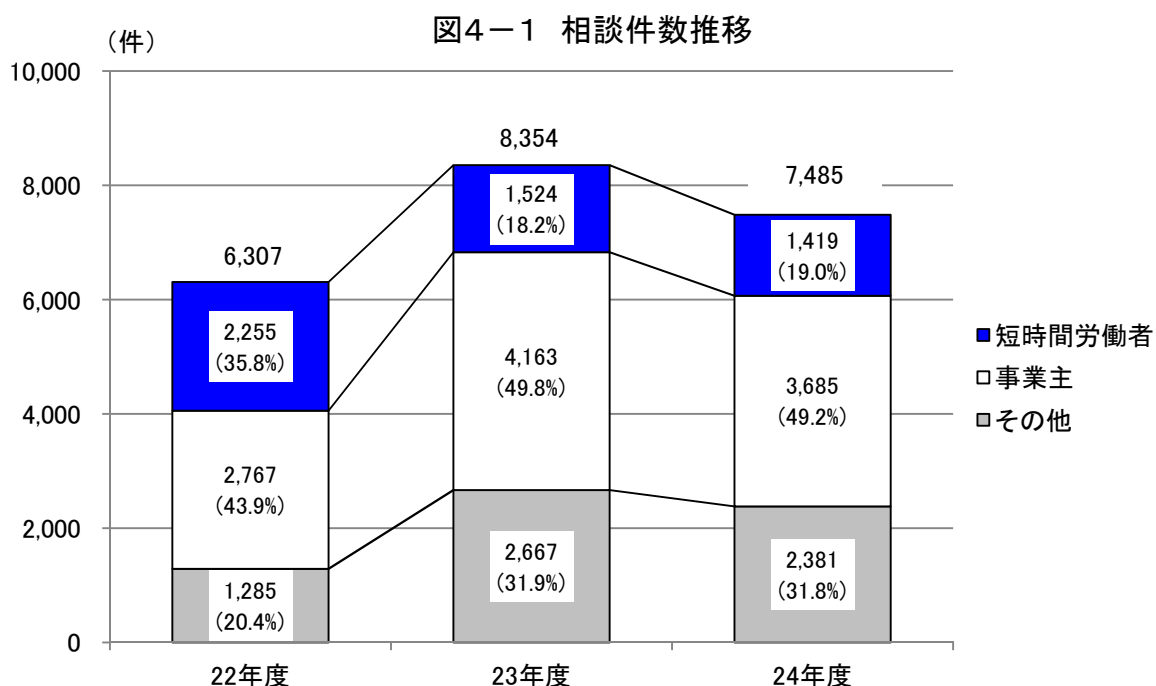
(1) 雇用均等室への相談

◆ 相談件数は7,485件で、短時間労働者からの相談は約2割。

○平成24年度に雇用均等室に寄せられたパートタイム労働法に関する相談は7,485件であった(図4-1、表4-1)。

○相談者の内訳を見ると、事業主からの相談が3,685件であり、全体の49.2%を占めている。また、短時間労働者からの相談は1,419件(19.0%)であった。

(資料1「相談者別相談内容の内訳」P. 17 参照)



○相談内訳別にみると、指針関係及びその他(年休、解雇、社会保険等)を除くパートタイム労働法の規定に関しては、「第12条関係(通常の労働者への転換)」が2,418件(32.3%)で最も多く、次いで「第6条関係(労働条件の文書交付等)」779件(10.4%)、「第9条関係(賃金の均衡待遇)」402件(5.4%)となっている(表4-1)。

表4-1 相談内容の内訳 (件)

	22年度	23年度	24年度
第6条関係 (労働条件の文書交付等)	809 (12.8%)	733 (8.8%)	779 (10.4%)
第7条関係 (就業規則の作成手続)	182 (2.9%)	322 (3.9%)	166 (2.2%)
第8条関係 (差別的取扱いの禁止)	406 (6.4%)	280 (3.4%)	260 (3.5%)
第9条関係 (賃金の均衡待遇)	404 (6.4%)	345 (4.1%)	402 (5.4%)
第10条関係 (教育訓練)	143 (2.3%)	164 (2.0%)	130 (1.7%)
第11条関係 (福利厚生施設)	134 (2.1%)	85 (1.0%)	69 (0.9%)
第12条関係 (通常の労働者への転換)	937 (14.9%)	2,516 (30.1%)	2,418 (32.3%)
第13条関係 (待遇に関する説明)	367 (5.8%)	281 (3.4%)	349 (4.7%)
第14条関係 (指針)	476 (7.5%)	600 (7.2%)	527 (7.0%)
第15条関係 (短時間雇用管理者)	210 (3.3%)	114 (1.4%)	116 (1.5%)
その他 (年休、解雇、社会保険等)	2,239 (35.5%)	2,914 (34.9%)	2,269 (30.3%)
合計	6,307 (100.0%)	8,354 (100.0%)	7,485 (100.0%)

(2) 紛争解決の援助(パートタイム労働法第21条、22条)

◆ 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は4件。

○いずれも労働者からの申立であり、内訳をみると、「第8条関係(差別的取扱いの禁止)」が2件、「第12条関係(通常の労働者への転換)」が2件となっている(表4-2)。

(資料2「労働局長による紛争解決援助事例」P. 22 参照)

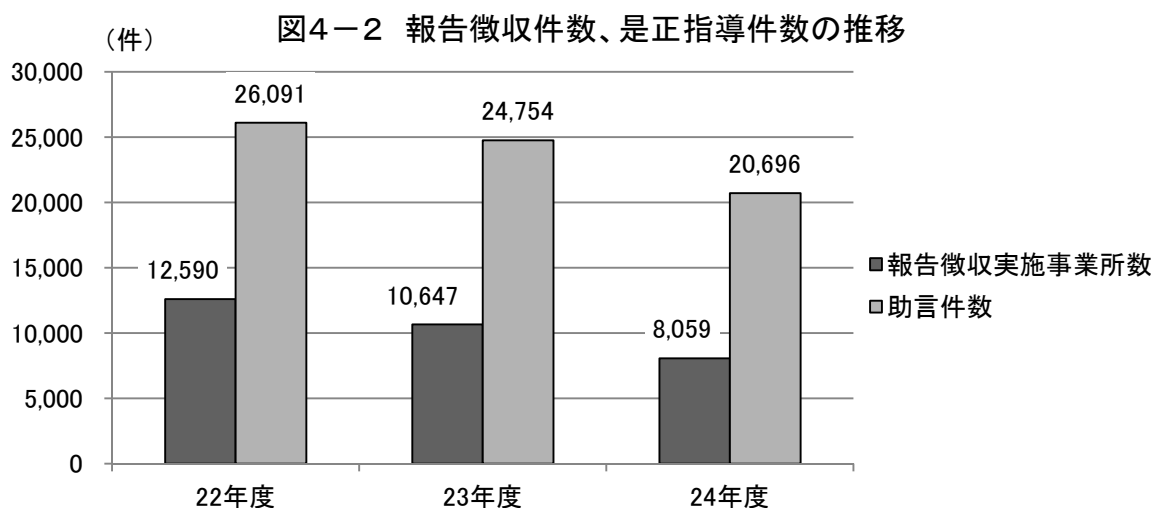
表4-2 紛争解決の援助申立・申請受理件数の推移 (件)

	労働局長による援助の申立 受理件数(法第21条)			均衡待遇調停会議による調 停申請受理件数(法第22条)		
	22年度	23年度	24年度	22年度	23年度	24年度
第6条関係 (労働条件の文書交付等)	1	0	0	0	0	0
第8条関係 (差別的取扱いの禁止)	2	0	2	0	1	0
第12条関係 (通常の労働者への転換)	1	0	2	0	1	0
第13条関係 (待遇に関する説明)	2	1	0	0	0	0
合計	6	1	4	0	2	0

(3) 雇用均等室が行った是正指導(パートタイム労働法第16条)

- ◆ 8,059事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかのパートタイム労働法違反が確認された7,485事業所(92.9%)に対し、20,696件の是正指導を実施。
- ◆ 是正指導を受けた事業所のうち、9割以上が年度内に是正。

○指導事項としては、「第12条関係(通常の労働者への転換)」が5,127件(24.8%)、「第6条関係(労働条件の文書交付等)」が4,472件(21.6%)となっている(図4-2、表4-3)。



※報告徴収＝短時間労働者を雇用する事業所に対し、報告を求め、雇用管理の実態把握を行うこと

表4-3 是正指導件数の推移

(件)

	22年度	23年度	24年度
第6条関係 (労働条件の文書交付等)	6,133 (23.5%)	5,430 (21.9%)	4,472 (21.6%)
第7条関係 (就業規則の作成手続)	2,963 (11.4%)	3,556 (14.4%)	2,773 (13.4%)
第8条関係 (差別的取扱いの禁止)	3 (0.0%)	3 (0.0%)	1 (0.0%)
第9条関係 (賃金の均衡待遇)	1,323 (5.1%)	1,393 (5.6%)	1,476 (7.1%)
第10条関係 (教育訓練)	300 (1.1%)	250 (1.0%)	187 (0.9%)
第11条関係 (福利厚生施設)	3 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)
第12条関係 (通常の労働者への転換)	7,193 (27.6%)	6,575 (26.6%)	5,127 (24.8%)
第13条関係 (待遇に関する説明)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	2 (0.0%)
第15条関係 (短時間雇用管理者の選任)	5,094 (19.5%)	4,511 (18.2%)	3,408 (16.5%)
その他 (指針等)	3,078 (11.8%)	3,035 (12.3%)	3,249 (15.7%)
合計	26,091 (100.0%)	24,754 (100.0%)	20,696 (100.0%)